

# 全体主義から優生思想「旧統一教会批判」の危うさ 取手市議会議員 細谷典男

## 1. 「旧統一教会」問題に取り組んだもう一つの理由（昨年9月請願審査の頃）

(1) 第一の理由 憲法違反を容認しない ～安倍氏銃撃事件後の旧統一教会非難の違和感  
憲法違反は非難の側にあり ～憲法19条（思想及び良心の自由）、憲法20条（信教の自由）ではなく

【日本国憲法第31条】 罪刑法定主義  
何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない

(2) もう一つの理由  
「反社会」とレッテルを貼り社会の異物として排除しようとする動きは全体主義に道を開く  
全体主義は小さな、誰もほとんど反対しようも無いところから始まる—これに成功すると迫害の輪は次々と拡大する

ナチスドイツの跳梁を許してしまった後悔 —マルチティン・ニーメラー（告白教会）  
ナチスが共産主義者を連れさったとき、私は声をあげなかった。私は共産主義者ではなかったから。  
彼らが社会民主主義者を牢獄に入れたとき、私は声をあげなかった。社会民主主義者ではなかったから。  
彼らが労働組合員らを連れさったとき、私は声をあげなかった。労働組合員ではなかったから。  
彼らが私を連れさったとき、私のために声をあげる者は誰一人残っていなかった。

(3) 全体主義は萌芽の時期に摘まなければならない —それは今だ、との思いで取り組んだ

## 2. 二世信徒へ差別の根源

(1) 二世信徒のボランティア活動排除の動き  
収まらない家庭連合非難 —10月、11月行政が差別する傾向が現れた

公正な行政手続きを求めて 「宗教、思想信条による差別はしない」（12月取手市議会第4回定例会）

(2) 合同結婚式を巡る優生思想的批判  
2023年2月16日野党ヒアリングでの山井議員の発言  
「合同結婚式までには解散命令請求が出されなければならない。もし遅れたら、合同結婚式を経て生

まれた子供たちから『なぜ止めてくれなかったのか』ということになりかねない」

#### 家庭連合の抗議

「婚姻の自由（憲法24条）、信教の自由（憲法20条）、法の下での平等（憲法14条）を否定するもの」

#### (3) 優生思想とナチス

「肉体的にも精神的にも不健康で無価値な者は、子孫の体にその苦悩を引き継がせてはならない」（ヒトラー著『我が闘争』より）

山井発言を言い換えると「反社会的な宗教の信徒は子孫にその苦悩を引き継がせてはいけない」

「病気の状態が深刻で、治療できない患者を安楽死させる権限を与える」（極秘命令書より）  
命令の実行本部は安楽死管理局 「T4作戦」と呼ばれた。

#### 1939年から1941年にかけて実行された「T4作戦」

「治療不可能な精神病患者が国や国民、家族の負担になっているため、法律が作られた。いわゆる安楽死計画によって、精神病患者に“恵みの死”を施し、命を終えてもらうことになった。我々はそのために選ばれ、法律および計画を実現させる義務があるのだ」（業務命令で行われた説明）

#### (4) ナチスの特徴 「清潔、純粋、健康・禁煙・フッ素、自然保護、有機農業等」 そして安楽死へ

「民族の血を純粋に保つ」というナチズムの思想に基づいて、遺伝病や精神病患者などの「民族の血を劣化させる」「劣等分子」を排除するべきであるというプロパガンダが開始された。このプロパガンダでは遺伝病患者などにかかる財政負担が強調され、これを通じてナチス政権は「断種」や「安楽死」の正当性を強調していった。

#### ナチスの宣伝 「劣等分子の重荷」

「遺伝病患者は国家に1日あたり5.50マルクの負担をかけている。  
5.50マルクあれば遺伝的に健康な家族（4人）が1日暮らすことができる」と。

#### 1941年8月、フォン・ガーレン司教の語りかけ

「貧しい人、病人、非生産的な人はいてあたりまえだ。私たちは、他者から生産的であると認められたときだけ、生きる権利があるというのか。もし人間に『非生産的なものは殺してもよい』という原則を適用するならば、我々も老いて弱ったときに殺されるはずだ」

#### (5) 優性思想の端緒 見逃さず気づく力と全体主義に対する感性が必要。

以上